

地区街づくり準備会 「つきみ野まちづくり委員会」 規約

(名称)

第1条 この会は、つきみ野まちづくり委員会（以下、委員会という）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、つきみ野の活力と魅力を高め生活の質を向上させるため、将来構想・方針・計画の案などを策定し、つきみ野自治会（以下、自治会という）の他の組織と連携して実現することを目的とする。

(区域)

第3条 委員会がまちづくりの対象とする区域は、自治会の区域、すなわち、大和市つきみ野全域の内、つきみ野5丁目3番地、つきみ野8丁目3番地1号及びつきみ野8丁目14番地3号を除いた区域とする。

(活動)

第4条 委員会は、次の活動を行う。

- (1) 行政との連携
- (2) まちづくりの課題についての調査・研究
- (3) まちづくりについての勉強会・ワークショップなどの開催
- (4) まちづくり意識を高めるための活動
- (5) まちづくりへの参加を促す活動
- (6) 地区住民によるまちづくり活動への協力
- (7) 将来構想・方針・計画などの策定・見直し
- (8) まちづくりのためのルールづくり
- (9) その他、委員会の目的に合致する活動

(委員)

第5条 委員会の委員は次の者（法人や団体も含む）で構成し、自治会の会長が委嘱する。

- (1) 自治会の会員の中から参加を希望する者
- (2) つきみ野地域内の地権者・事業者の中から参加を希望する者
- (3) 自治会の区・組長・副組長の中から推薦された者
- (4) 自治会の執行部会において選出された者
- (5) 委員会において推薦された者

(役員)

第6条 委員会には以下の役員をおく。役員は委員の互選により決める。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 事務局長 1名

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときには職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会議等の通知、書記、文書の保管などの事務を統括する。

(役員の任期)

第 8 条 委員会の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(招集)

第 9 条 委員会の会議その他の活動は、委員長が招集して実施する。

なお、委員以外の者（法人や団体を含む）の参加を求めるこどもできる。

(議事録)

第 10 条 委員会の会議については、議事録を作成する。

(公開)

第 11 条 委員会の会議は公開とし、自治会の会員が議事録を求めたときには閲覧できるものとする。

(報告)

第 12 条 委員会は、適宜、活動内容を自治会の執行部会に報告し、重要事項については進め方や決定方法を協議しなければならない。

また、活動内容は自治会の会員に知らしめなければならない。

(会計)

第 13 条 委員会の経費は、自治会の予算その他の収入にて賄う。

なお、会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

また、会計処理と監査は自治会全体で行う。

(経緯)

第 14 条 この規約は、委員会を大和市の地区街づくり準備会に登録するために、委員会を規定する自治会の細則を独立させて作成した。

(規約の改廃)

第 15 条 この規約の改廃は、委員会の協議を経て決定する。

ただし、この規約が存続する限りは、委員会を規定する自治会の細則と同様の内容としなければならない。

(施行日)

第 16 条 この規約は、令和 4 年 2 月 1 日より施行する。